

議員提出議案第 1 1 号

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、地方自治法第 1 1 2 条第 2 項及び生駒市議会会議規則第 1 3 条の規定により、上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 0 日

提出者 中谷尚敬

賛成者 上原しのぶ

〃 下村晴意

〃 角田晃一

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則

生駒市議会会議規則（昭和４６年１１月生駒市議会規則第２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第８節 表決（第７０条―第８１条）」を「第８節 表決（第７０条―第８１条）
第８節の２ 公聴会及び参考人（第８１条の２―第８１条の８）」に改める。

第１６条中「第１１５条の２」を「第１１５条の３」に改める。

第３０条中「確め」を「確かめ」に改める。

第１章第８節の次に次の１節を加える。

第８節の２ 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手續）

第８１条の２ 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第８１条の３ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第８１条の４ 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

２ あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第８１条の５ 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 8 1 条の 6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 8 1 条の 7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 8 1 条の 8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 参考人については、前 3 条の規定を準用する。

第 1 0 2 条第 2 項中「第 1 0 9 条の 2 第 4 項」を「第 1 0 9 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 0 2 条第 2 項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。